

令和4年6月23日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

令和4年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本原子力研究開発機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は4,621件、契約金額は995億円である。このうち、競争性のある契約は4,126件(89.3%)、819億円(82.3%)、競争性のない随意契約は495件(10.7%)、176億円(17.7%)となっている。

令和2年度と比較して、競争性のない随意契約の件数割合が増加(令和2年度9.8%⇒令和3年度10.7%)している。主な増加要因は、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、著作権を有する各種プログラムの保守・改良等の研究開発の特殊性を理由とした特命クライテリアの適用案件が増加したためである。

また、競争性のある契約のうち企画競争・公募の金額割合が減少(令和2年度22.8%⇒令和3年度16.4%)している。主な減少要因は、令和2年度に原子力施設における管理区域内の業務請負契約のうち、高度な専門性・習熟性が必要な安全上重要な作業について、一般競争入札から確認公募へ移行し、複数年による契約を締結したためである。

表1 令和3年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像(単位:件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.9%) 3,786	(62.0%) 746	(80.7%) 3,729	(65.9%) 656	(△1.5%) △57	(△12.1%) △90
企画競争・ 公募	(8.3%) 385	(22.8%) 275	(8.6%) 397	(16.4%) 163	(3.1%) 12	(△40.6%) △112
競争性のある 契約(小計)	(90.2%) 4,171	(84.8%) 1,021	(89.3%) 4,126	(82.3%) 819	(△1.1%) △45	(△19.8%) △202
競争性のない 随意契約	(9.8%) 452	(15.2%) 182	(10.7%) 495	(17.7%) 176	(9.5%) 43	(△3.5%) △6
合計	(100%) 4,623	(100%) 1,203	(100%) 4,621	(100%) 995	(0%) △2	(△17.3%) △208

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、随意契約に切り替えたものを含む。

(2) 日本原子力研究開発機構における令和 3 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一者以下の契約件数は 2,538 件(73.3%)、契約金額 434 億円(62.4%)である。

令和 3 年度においても、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、公告期間の十分な確保、分かりやすい仕様書の作成、仕様書等の点検、電子入札の活用、入札手順を解説した「入札参入ガイド」及び年間発注計画の機構ホームページへの掲載等の取組を着実かつ継続的に実施した。

一者応札・応募の競争契約総数に対する件数割合は前年度とほぼ同率(令和 2 年度 72.4%⇒令和 3 年度 73.3%)に留まっており減少傾向とはなっていない。応札しなかった企業へのアンケート調査(219 件の意見)において、製品の開発要素が多く確実な履行へのリスクがあることなどの原子力施設特有の特殊性を理由とした回答の割合は前年度に比べ減少傾向にあるものの、一方で企業及び作業従事者に求められる技術要件や資格要件を満たすことが困難であることを理由とした回答の割合が前年度に比べ増加しており、技術的な観点から応札を控える傾向にあるものと考えられる。

表 2 令和 3 年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況(単位:件、億円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	比較増△減
2 者以上	件数	(27.6%) 969	(26.7%) 925	(△4.5%) △44
	金額	(26.3%) 219	(37.6%) 261	(19.3%) 42
1 者以下	件数	(72.4%) 2,545	(73.3%) 2,538	(△0.3%) △7
	金額	(73.7%) 613	(62.4%) 434	(△29.1%) △179
合 計	件数	(100%) 3,514	(100%) 3,463	(△1.5%) △51
	金額	(100%) 832	(100%) 696	(△16.4%) △136

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争又は公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和 3 年度の対令和 2 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1. の分析及び機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。

(1) 適正な調達手段の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視するため、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進するとともに、経済性の観点からもコスト削減に努め、良

質かつ適正な価格での契約に資する。また、専門性や特殊性により 2 か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件については、装置及びデータ等の互換性や特殊技術等が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会での厳正な審査を受け、競争性のある契約（確認公募）に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。なお、確認公募へ移行した契約については、コスト削減効果の検証を行うとともに、公平性・透明性の確保に向けた取組を検討する。

一者応札・応募については、以下の新規参入を増やすための各種取組を引き続き工夫して実施するとともに、更なる競争性の拡大を目指し、専門性を有しない一般的な業務と専門性や特殊性のある業務の切り分けに係る検証を実施する。また、複数者が応札している契約案件のうち、落札率が 100 パーセント等、高落札率となっている案件については、実質的な競争性が確保されているのかを確認するために契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。

(主な取組事例)

- ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- ・応札しなかった企業へのアンケートの実施
- ・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施
- ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検
- ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)
- ・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等

【評価指標: 研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】

(2) 合理的調達に関する取組

環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。

①環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。

②適切な発注単位の調達

一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。

【評価指標: 一括調達及び最適な発注単位での調達を実施】

③Web 調達システムの運用改善とその取組及び次期契約に向けた検討

令和 3 年 12 月に実施した利用者アンケートにより判明した各種課題への対応について、Web 調達運用タスクフォースの下、実効性・効率性のある改善策を検討し、運用面の見直しを図る。また、現行 Web 調達システムは令和 6 年度に更新する予定であり、その運用開始に向けた運用形態及び仕様内容の検

討を開始する。

【評価指標: Web 調達システムにおける運用面の改善(3 件以上)、次期契約に向けた検討結果】

④電子契約システムの導入

契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約相手先との契約書等の取り交わしを電子契約システムにより実施するため、令和3年度から継続して試験導入を実施の上、実効性等の分析及び検証を行うとともに、規程等の整備を進める。

【評価指標: 試験導入の実施(50 社以上)、利用分析・検証、規程等の整備】

(3) 職員等のスキルアップ

契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施する。また、令和3年度に制作し運用を開始した契約業務に関する情報共有ツールについて、契約担当者のスキルアップにつながる情報の掲載拡大を図る。

さらに、全職員を対象とした契約業務の現状と課題に関する基礎的内容のeラーニング教育を実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。

【評価指標: 各研修: 実施回数1回以上/年、契約担当者における受講者割合拡大、情報共有ツールへの掲載情報拡大、eラーニング教育の理解度8割以上】

(4) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化

予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、契約ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する「勘定奉行機能」の下、個々の契約案件についてヒアリングを実施し問題意識の共有を図るとともに、契約部門と研究開発部門の幹部による契約業務に関する課題等について意見交換を実施し連携を深める。

【評価指標: 契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、研究開発部門との意見交換の実施(年12回)】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 契約審査に関する内部統制機能の強化

随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。また、現行審査の実施と並行して、契約審査をより厳格に進める観点から、これまでの審査体制及び審査方法の在り方について検証し審査機能の強化に向けた検討を行う。

【評価指標: 契約審査委員会による少額随意契約基準額超全件の点検、審査体制及び審査方法の改善状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。

- ・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。
- ・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施することにより、契約業務に係る情報の共有化を徹底する。
- ・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。
- ・リスクマネジメント活動を推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。
- ・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。
- ・契約請求発注部署において認識すべき経営に係る事項について共有を図る。

【評価指標:e ラーニング教育の理解度 8 割以上】

(3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。

非公開の業務情報の漏洩や外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立入禁止の徹底や部外者との面談挨拶等は執務エリア以外で行うなど入室管理の徹底を図る。また、利害関係者等との接触に係るルールを徹底するよう、全職員を対象とした e ラーニング教育を実施する。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。

「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組む。

総括責任者 契約担当理事

副総括責任者 契約部長

検討会メンバー 財務部長、福島研究開発拠点福島事業管理部長、大洗研究所管理部長、人形峠環境技術センター所長、東濃地科学センター所長、幌延深地層研究センター所長、青森研究開発センター所長及び敦賀廃止措置実証本部事業管理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、複数応札における高落札率案件、2 か年度連続の一者応札・応募案件、競争性のない随意契約及び低入札価格調査を行った契約の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、日本原子力研究開発機構のホームページにて公表する。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。